

# 意匠法の問題図 第39回

## —意匠法3条1項3号と意匠法9条における類否判断の対比対象

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

### はじめに

今回は、意匠法3条1項（新規性）、3条の2（拡大先願）及び9条（先願）の登録要件判断における対比対象（特に引用意匠）の認定について検討する。そのため、まず最近の裁判例である知財高判令和7・5・29〔包装用容器〕令和6（行ケ）10108を紹介したい。本件は、「本願意匠は、本件登録意匠と類似せず、これを本意匠とする関連意匠（意匠法10条1項）として登録を受けることができず、引用意匠である本件登録意匠は、本願意匠の新規性等の判断の基礎となる意匠から除外されず、本願意匠は、引用意匠に類似するから、意匠法3条1項3号により、意匠登録を受けることができないとした」審決の取消訴訟である。

平成10年改正によって、意匠法2条に「この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と規定され、「物品の形状等」とともに「物品の部分の形状等」が部分意匠として、意匠法の保護対象となった。改正当初から平成31年まで『意匠審査基準』では「第7部 個別の意匠登録出願」内に「第1章 部分意匠」を設けていた<sup>\*1</sup>。だが、「部分意匠とは…物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される」と述べ、意匠登録出願された部分意匠の登録要件について規定するが、部分意匠そのものが何かは明確ではなかった。特に、公知意匠としての部分意匠について明記はなかった。出願意匠のように意匠登録を受けようとする部分について書き分けをしていない公知意匠において、①物品は認定できるが、②「一

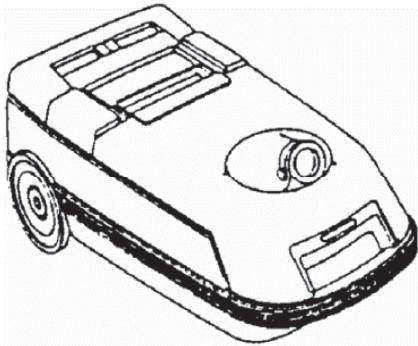
定の範囲」③「対比の対象となりうる部分」を認定することは、簡単ではない<sup>\*2</sup>。

その後平成31年4月公表の基準改訂によって、「願書の「部分意匠」の欄を不要に、また、全体意匠と部分意匠の間にも先願の規定を適用するよう」改訂され、「部分意匠の壁」がなくなったとされる<sup>\*3</sup>。「出願された意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとするもの」についての類否判断の手法も、「出願された意匠が物品等の全体について意匠登録を受けようとするもの」と同様の判断手法として規定されることになった<sup>\*4</sup>。「意匠の類否判断とは、意匠が類似するか否かの判断」である<sup>\*5</sup>。すなわち対比する両意匠があり、本願意匠と引用意匠の対比検討が類似判断の構造である<sup>\*6</sup>。したがって、部分意匠の新規性判断も、出願部分意匠が公知意匠に同一又は類似する意匠であるかによって判断され、通常対比されるのは「出願意匠に相当する物品の部分の形状等」であり、意匠法2条の意匠の定義を前提とすれば、それは公知になっている「物品の部分の形状等」すなわち部分意匠であると思われる。

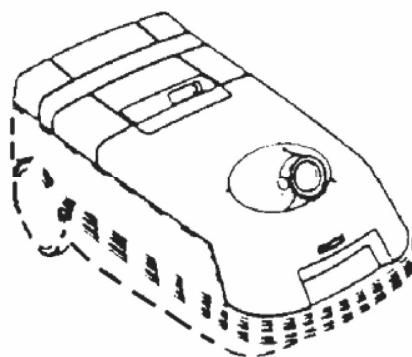
『意匠審査基準（令和5年12月）』（以下、この最新基準を『基準』という。）では、出願された意匠と対比する公知意匠について、「刊行物に記載される等して公知となった物品等に係る意匠はもちろんのこと、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、新規性の判断の基礎とする資料として取り扱う。また、意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の

## ●図1 【事例1】

公知意匠  
「電気掃除機本体」



出願された意匠  
「電気掃除機本体」



「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるものについても同様に、新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱う」と規定する<sup>7</sup>。しかし、「意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」とは、出願され登録された部分意匠であるが、この『基準』が述べる公知意匠の中に、公知となつた「物品等の部分の形状等」(部分意匠)が含まれるか否かは明確ではない。

例えば、「2.2.8 公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例」には、出願された意匠(「電気掃除機本体」の部分意匠)が公知意匠「電気掃除機本体」の全体意匠と類似すると理解される【事例1】[図1]が記載されている<sup>8</sup>。この事例は平成10年改正時から変更されずに掲載されているものである。

したがって、上記『基準』における部分意匠の類否判断の手法では、①両意匠の意匠に係る物品、②部分の用途及び機能、③部分の位置等、④部分の形状等が比較され、結論として、「①から④が全て同一の場合、両意匠は同一と判断する」と述べるが、出願部分意匠と対比される引用意匠が、【事例1】のように全体意匠(電気掃除機本体)なのか、本願意匠に相当する「物品の部分の形状等」(部分意匠)であるかは明らかではない<sup>9</sup>。この引用意匠の不明確な状況が、本件〔包装用容器〕事件の背景にあるように思われる。本件事件は、意匠法3条1項の「公

知意匠」と意匠法9条の「先願意匠」との関係について検討する材料となる事例であり、まず、その判決について紹介する。

- \* 1 『意匠審査基準(平成31年4月)』96-129頁。
- \* 2 『意匠審査基準(平成31年4月)』97頁参照。
- \* 3 大峰勝士「最近の意匠審査基準改訂」特技懇 No.299 (2020) 11頁。
- \* 4 『意匠審査基準(令和2年)』Ⅲ部2章1節2頁(2.2.2 類否判断の手法)。
- \* 5 『意匠審査基準(平成31年4月)』30頁。
- \* 6 『意匠審査基準(平成31年4月)』31頁。
- \* 7 『意匠審査基準(令和5年12月)』(以下『基準』)Ⅲ部2章1節1-2頁。
- \* 8 『基準』Ⅲ部2章1節13頁。
- \* 9 この解釈の相違は、部分意匠に関する認識の相違が根本にある。その詳細は、梅澤修「意匠法の問題圈 第29回」DESIGN PROTECT No.135 (2022) 17頁以下参照。

## I. 知財高判令和7・5・29〔包装用容器〕 令和6(行ケ)10108事件の概要

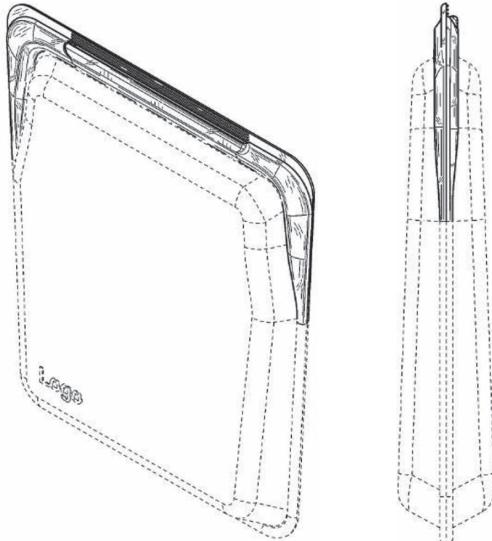
本件は、原告が本願意匠(部分意匠)を出願したが、本願意匠について、本意匠とした登録意匠とは類似しないとされ(意匠法10条、9条)、一方、公知意匠としては当該登録意匠と類似する(意匠法3条1項3号)と判断され、出願が拒絶された事例である。

### 1. 事件の経過

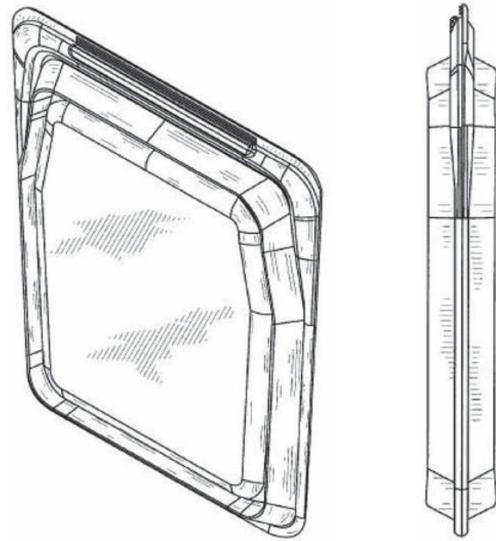
本件は、原告が、①優先権主張を伴い、意匠に係る物品を「包装用容器」とする意匠の物品の部分に

●図2

本願意匠



登録意匠1660736 (本意匠・公知意匠)



ついて意匠登録出願したところ [図2]、②拒絶理由の通知を受け（意匠公報記載の意匠登録第1660736号意匠に類似する旨の拒絶理由と推認される。）、③本願を意匠登録第1660736号意匠を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願に補正したところ、④本願意匠と本意匠は類似しないとの理由で、当該手続補正は認められないとの拒絶理由の通知を受け、⑤願書の「本意匠の表示」の欄を削除する手続補正をしたところ、⑥拒絶査定を受けたものであり、⑦拒絶査定不服審判を請求し、⑧本願を、本件登録意匠を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願に変更したが、⑨「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決がされ、⑩本件審決の取消しを請求した事案である。

## 2. 本件審決の理由の要旨

審決の要旨は以下のとおりである。

「(1) 本願意匠と本意匠である本件登録意匠は、意匠に係る物品が一致する。しかし、本願部分は、包装用容器の正面視上端から約5分の2の範囲における、収納物を出し入れするための取り出し口周辺のフランジ部であるのに対し、本意匠は、収納容器全体であるから、両者は用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲においていずれも一致しない。

そうすると、本願意匠と本意匠は、意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能、並びに位置、大きさ及び範囲が大きく異なるため、意匠登録を受けようとする部分の形状等を検討するまでもなく、本願意匠と本意匠は類似するとは認めることができない。

よって、本願意匠は、本件登録意匠を本意匠とする関連意匠として登録を受けることができない。

(2) 本願意匠の物品は「包装用容器」であり、引用意匠である本件登録意匠の物品は「収納容器」であるから、本願意匠と引用意匠に係る物品は一致する。

また、本願部分と、引用意匠のうち本願部分に相当する部分（引用部分）は、用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲が一致する。

そして、両部分の形状等における共通点及び相違点の評価に基づき、部分全体として総合的に観察した場合、共通点は、両部分の基調を形成し、需要者に共通の印象を与えるものであるのに対し、相違点が両部分の類否判断に与える影響は極めて小さく、共通点が与える共通の印象を覆すには至らないから、両部分の形状等は類似する。

そうすると、本願意匠と引用意匠は、意匠に係る物品が同一で、両部分の用途及び機能並びに位置、

大きさ及び範囲が同一であって、その形状等においても類似する。よって、本願意匠と引用意匠は類似する。」

### 3. 原告の主張

原告は、「本件審決は、本願意匠と本意匠としての本件登録意匠の対比について、物品が一致するものの、用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲が大きく異なるため、類似するとは認められないとしたにもかかわらず、本願意匠と引用意匠としての本件登録意匠の対比については、両者の用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲が同一であって、その形状等においても類似するから、本願意匠と引用意匠は類似するとして、矛盾する結論を出している。前者においては、本件登録意匠の全体に着目し、後者においては本件登録意匠のフランジ部分だけに着目しており、類否判断の対象である意匠の着目する範囲を途中で変えるのは不可解である。」と主張する。

審決では、本願意匠と「本件登録意匠」との類否判断が、意匠法10条については非類似とされ、意匠法3条1項3号については類似と判断されている。同じ「本件登録意匠」と本願意匠との類否判断であるのに、「着目する範囲」(対比対象)を変更して矛盾する結論を出したことは不当であるとの主張である。確かに、同じ意匠同士の類否判断が、意匠法の条文によって相違することは通常は妥当ではない。

### 4. 被告の主張

被告は、原告の疑問に対して次のように主張する。すなわち、「一方が部分意匠であって、他方が全体意匠である場合は、本願意匠と引用意匠が類似するか（新規性等）を判断する場合と、関連意匠としての本願意匠が本意匠と類似するかを判断する場合は、対比する範囲が異なり、それによって判断が相違することがあることは、法が予定するところである<sup>\*10</sup>。

すなわち、本願意匠と、公知意匠としての引用意匠を対比<sup>\*11</sup>する場合は、その新規性（意匠法3条

1項）を判断すべき「本願意匠」の意匠登録を受けようとする部分と、「引用意匠」の本願意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分とを対比し、その類否を判断する。他方、本意匠とその関連意匠（意匠法10条）を対比する場合は、本意匠は物品全体として把握し、関連意匠は意匠登録を受けようとする部分として把握した上で、両者を対比し<sup>\*12</sup>、その類否を判断することになる。

以上を踏まえ、本件審決は、本願意匠は、本意匠に類似しないことから、意匠法10条2項の規定の適用を受けることができず、引用意匠には類似するから、同法3条1項3号に掲げる意匠に該当し、意匠登録を受けることができないとしたのであり、本件審決の認定・判断は正当である。」と主張する。

前記『基準』の意匠の類否判断手法に基づいて整理すると、本件審決は、意匠法10条の場合は、①本願意匠（部分意匠）の意匠に係る物品と本意匠（本件登録意匠全体）の意匠に係る物品を対比し、②本願意匠の部分の用途及び機能と本意匠全体の用途及び機能を対比し、③本願意匠の部分の位置等と本意匠全体の位置等を対比し、④本願意匠の部分の形状等と本意匠全体の形状等を対比している。したがって、本願意匠（部分意匠）と本意匠（本件登録意匠全体）の類否判断である。これに対して、意匠法3条1項の場合は、①本願意匠（部分意匠）の意匠に係る物品と引用意匠（本件登録意匠全体）の意匠に係る物品を対比し、②本願意匠の部分の用途及び機能と引用部分の用途及び機能を対比し、③本願意匠の部分の位置等と引用部分の位置等を対比し、④本願意匠の部分の形状等と引用部分の形状等を対比している。したがって、この判断手法によれば、本願意匠（部分意匠）と本願意匠に相当する部分に係る意匠（部分意匠）の類否判断と考えられる。

しかし、審決は意匠法3条1項の場合にも、「引用意匠である本件登録意匠」と述べ、引用意匠を本意匠と同じ「本件登録意匠」（全体意匠）であると記載している。審決は、意匠法10条と意匠法3条1項の場合、部分意匠（本願意匠）と全体意匠（本件登録意匠）との類否判断は、「対比する範囲」が異

なるだけで、類似するか否かを判断する対象意匠（両意匠）は同じ部分意匠と全体意匠であると解釈していると思われる。この解釈は、上記『基準』の【事例1】「電気掃除機本体」に見られる解釈と同じものである。

- \*10 法が予定するという根拠（条文等）は明らかではない。
- \*11 この「対比」は「本願意匠と引用意匠との対比」であり、次の「対比」は「受けようとする部分と相当する部分の対比」であり対比対象が違う。
- \*12 意匠法10条においては9条と同様、意匠登録を受けようとする意匠同士の関係が問題となり、本意匠とされた登録意匠は、物品全体が意匠登録を受けようとする部分であり、本願意匠は、物品の部分が意匠登録を受けようとする部分であることが前提となっている。

## II. 【包装用容器】事件の裁判所の判断

### 1. 本願意匠と本意匠（本件登録意匠）との類否

まず、判決は、「1 本願意匠の本願部分は、別紙第1の実線で表された部分であり、意匠に係る物品である包装用容器の一部であるいわゆるフランジ部分であるところ、本意匠（本件登録意匠）は、別紙第2のとおり、意匠に係る物品である収納容器全体であるから、両者はその「用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲」並びに形状等において大きく異なるものである。そうすると、本願意匠は、本意匠と類似するものであるとはいえず、関連意匠として意匠法10条1項による登録を受けることはできない」と述べる。

関連意匠として意匠登録を受けるためには、意匠登録を受けた本意匠（又は受けようとする本意匠）と類似する必要がある。なぜならば、意匠法10条1項は意匠法9条の例外規定であって、出願意匠同士が類似する場合に例外的に、いずれかを本意匠として他について関連意匠の意匠登録を受けることができるからである。したがって、意匠登録出願に係る意匠（意匠登録を受けようとする意匠）同士が類似する必要がある。本願意匠と本意匠（本件登録意匠）との類否判断は、意匠法9条1項（先願後願関係）の類否判断であり、意匠登録を受けようとする意匠同士の類否判断であるから、対比対象は、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分（本願部分）と本

意匠（本件登録意匠）の意匠登録を受けた部分（全体）である。

判決と審決の説示内容に大きな相違はないが、審決では「部分の形状等を検討するまでもなく、本願意匠と本意匠は類似するとは認めることができない」としているのに対し、判決は、「両者はその「用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲」並びに形状等において大きく異なる」と判断している。

### 2. 本願意匠と引用意匠（引用部分）との類否

本願意匠と引用意匠との類否については、「本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品は、「包装用容器」と「収納容器」であって、用途・機能が共通する。また、本願部分と引用部分は、いずれも物品の左右側面における物品外辺の上部約3分の1の位置から物品上端部にかけて設けられたフランジ部であって、主として当該フランジ部上端部、側面視におけるフランジ部、フランジ部下端の隆起後の極端な凹み等において共通の特徴的態様を有するから、形状において類似するものといえる。

そうすると、本願意匠は、引用意匠（引用部分）と類似するといえ、同法3条1項3号により、意匠登録を受けることはできない」と述べる。

判決と審決の第一の相違点は、審決は、「本願意匠と引用意匠に係る物品は一致する」と述べるのに對し、判決は、「本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品は、「包装用容器」と「収納容器」であって、用途・機能が共通する」と述べ、物品の同一又は類似の判断をしていない点である<sup>\*13</sup>。

第二に、審決は、本願部分と引用部分との「用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲が一致」するとし、また、「両部分の形状等は類似する」と述べ、「用途及び機能」「位置、大きさ及び範囲」そして「両部分の形状等」の各要件について、個別に評価しているのに対して、判決は、「本願部分と引用部分は、いずれも物品の左右側面における物品外辺の上部約3分の1の位置から物品上端部にかけて設けられたフランジ部であって、主として当該フランジ部上端部、側面視におけるフランジ部、フランジ部下端の

隆起後の極端な凹み等において共通の特徴的態様を有するから、形状において類似するものといえる」と本願部分と引用部分を総合的に対比評価しており、審決のように、各要件について個別に評価・判断をしていない点である<sup>\*14</sup>。ただし、物品の共通性と形状の類似性を分離して判断している点及び美感の類似を基準としていない点は疑問がある。

そして、第三に、最も重要な相違点は、審決が、「本願意匠と引用意匠は、意匠に係る物品が同一で、両部分の用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲が同一であって、その形状等においても類似する。よって、本願意匠と引用意匠は類似する」(審決の「引用意匠」は「引用意匠である本件登録意匠」を意味する。)と判断するのに対し、判決は、結論として、「本願意匠は、引用意匠（引用部分）と類似するといえ、同法3条1項3号により、意匠登録を受けることはできない」と述べる。判決が本願意匠と類似するという公知意匠は「引用意匠（引用部分）」である。審決が本願意匠の引用意匠とするのは、「本件登録意匠」である。判決も、最初に「引用意匠である本件登録意匠」と述べているが、類否判断の結論を見ると、本願意匠と類似するのは「本件登録意匠」ではなく「引用部分」であると考えられ、単純ではない。

\*13 多くの指摘があるように、物品の類否は意匠自体の類否の前提要件ではなく、美感の共通性を判断するための「考慮要素」として位置付けるのが妥当である（清永利亮「意匠の類否」『裁判実務体系9 工業所有権法』（青林書院 1985）406頁、牧野利秋「意匠法の諸問題」ジュリストNo.1326 92頁、横山久芳「意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断に関する考察」学習院大学法学会雑誌55（1）（2019）241頁及び254頁）。詳細は、梅澤修「判決紹介・大阪地判令和7年3月17日〔液体石鹼ディスペンサー用容器〕特許ニュースNo.16426（2025.7.17）6頁参照。

\*14 特許庁『平成29年度知的財産に関する日中共同研究報告書』（2018）〔茶園成樹〕176頁は、位置等は、「部分の用途・機能と同様に、美感の共通性の判断における考慮要素であり、部分の位置等が同一・当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであることが意匠の類似の要件ではない」と指摘する。梅澤修「意匠法の問題圈 第29回」DESIGN PROTECT No.135（2022）23頁以下参照。

### 3. 被告の主張について

判決は、被告の主張に対して、「全体意匠である本願意匠と、その関連意匠として部分意匠を対比する場合には、本願意匠全体と、意匠登録を受けようとする部分とを対比することになるのに対し、本願意匠と公知意匠としての引用意匠を対比する場合は、既に公知となっている引用意匠のうちの一部にでも同一又は類似の部分が含まれている場合には、新規性の欠如（意匠法3条1項1号～3号）を認めるのが相当であるから、本願意匠と引用意匠の一部（引用部分）を対比することになる。このように、一方（本願意匠）が部分意匠であって、他方（引用意匠ないし本願意匠）が全体意匠である場合には、本願意匠と関連意匠としての本願意匠が類似するかを判断するとときと、本願意匠と引用意匠が類似するか（新規性等）を判断するとときとで、対比する範囲が異なり、それによって判断が相違することがあることは何ら不当なことではない」と述べる。

判決が述べる、「引用意匠のうちの一部にでも同一又は類似の部分が含まれている場合には、新規性の欠如を認めるのが相当であるから、本願意匠と引用意匠の一部（引用部分）を対比する」ことの具体的な意味について検討するに、意匠法3条1項3号は、「前二号に掲げる意匠に類似する意匠」と規定するから、新規性の判断においては、本願意匠が公知意匠に類似するか否かが問題となる。判決が述べる、「引用意匠のうちの一部にでも同一又は類似の部分が含まれている場合」とは、例えば、本願意匠が自転車のハンドル部分に係る意匠である場合、公知となっている引用意匠が「自転車」であれば、その自転車意匠全体のうちの「一部（ハンドル）」が「同一又は類似の部分」であれば新規性の欠如が認められることを意味する。

また、この「本願意匠と引用意匠の一部（引用部分）を対比する」と、判決の前記「本願意匠は、引用意匠（引用部分）と類似する」とを総合的に考えると、本願意匠について「引用意匠の一部（引用部分）」と対比し「引用意匠（引用部分）」と類似すると判断したのであり、すなわち、本願意匠（部分意

匠)と類似する公知意匠は、引用意匠(本件登録意匠)全体意匠ではなく、その引用意匠の一部(引用部分)である部分に係る意匠(部分意匠)であると理解すべきであろう。

この「引用意匠の一部」とは、意匠法3条の2の「意匠の一部」と共通すると思われる。したがって、意匠法3条の2の解釈も参照し、意匠法3条1項の公知意匠としての「引用意匠の一部」についても検討する必要がある。

### III. 意匠法3条1項の公知意匠としての部分意匠

#### 1. 意匠審査基準の規定

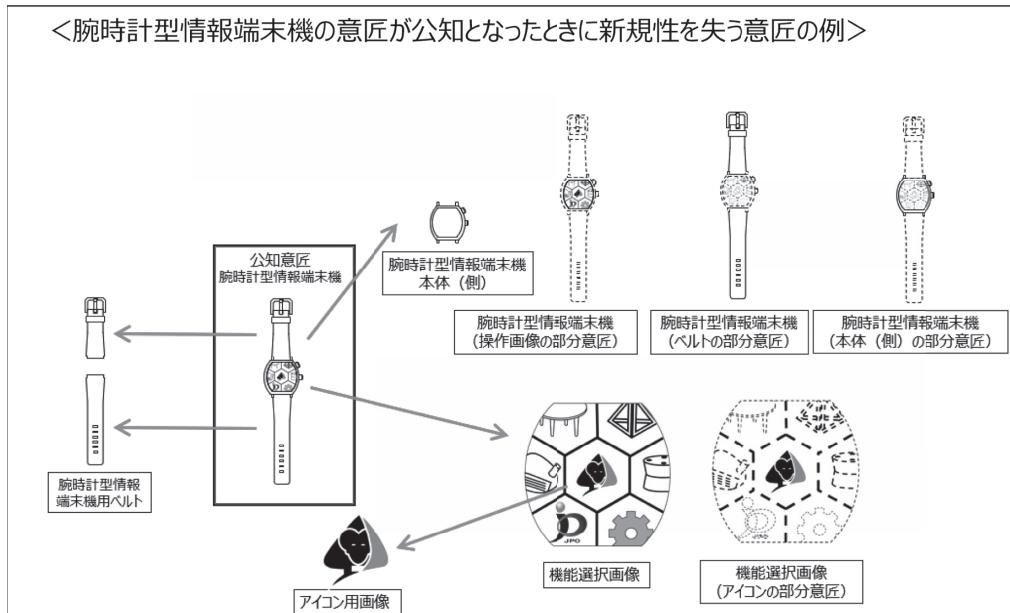
はじめに記載したように、『基準』は、公知意匠について、「公知となった物品等に係る意匠」の他、部品に係る意匠及び出願部分意匠の「その他の部分」も同様に、新規性等の判断の基礎とする資料とすると規定している<sup>\*15</sup>。しかし、具体的な規定ではなく、公知意匠としての部分意匠が引用意匠となるか否かは明確でない。

『基準』において、公知意匠について具体的な規定をしているものとして、第一に、「画像を含む意匠」の「6.2.1 公知資料に掲載された物品又は建築物の

表示部等に画像が表されている場合の扱い」の基準がある<sup>\*16</sup>。すなわち、「新規性の判断をする場合は、物品等の中で分離して識別可能な部品等がある場合は、当該部品についても公知意匠となったものとして扱い(一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた部分のみを公知意匠として扱う)、各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠としてそれぞれ公知意匠となったものとして扱う」と述べ、「公知意匠となり新規性を喪失する意匠」の事例を図示している【図3】<sup>\*17</sup>。なお、最後の文章「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠としてそれぞれ公知意匠となったものとして扱う」については、出願意匠ではなく公知意匠の規定であるから、「物品等の部分に係る意匠としてそれぞれ公知意匠となったものとして扱う」とすべきと思われる。

第二に、『基準』は、意匠法4条2項新規喪失の例外規定の適用がされる公開意匠について、「4.3.3 「証明する書面」に記載された公開意匠の認定」において、「公開意匠に係る物品等の中で分離して識別可能な部品・付属品等があり、当該部品・付属品等が公開意匠である場合は、それらについても証明

●図3



されているものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた箇所のみを公知意匠として扱う）、「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして扱う。

例えば、以下のように、「証明する書面」に記載された公開意匠が、フレーム、タイヤ、サドル等の部品を組み立てた自転車である場合、意匠法第4条第2項の規定を適用する意匠には、自転車の意匠だけではなく、自転車の部品として識別可能なフレーム、タイヤ、サドル等の部品の意匠や、自転車のサドルの部分や自転車のフレームの一部を構成する部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれると規定する [図4]<sup>\*18</sup>。ここでは、「部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるもの」と規定し、公知資料に表された物品等の部分の形状等であって、意匠登録出願が可能な部分に係る意匠（部分意匠）を公知意匠と認定しているといえよう。

\*15 『基準』Ⅲ部2章1節1-2頁。

\*16 『基準』Ⅳ部1章30頁。

\*17 『基準』Ⅳ部1章31頁。

\*18 『基準』Ⅲ部3章5頁。

## 2. 学説等

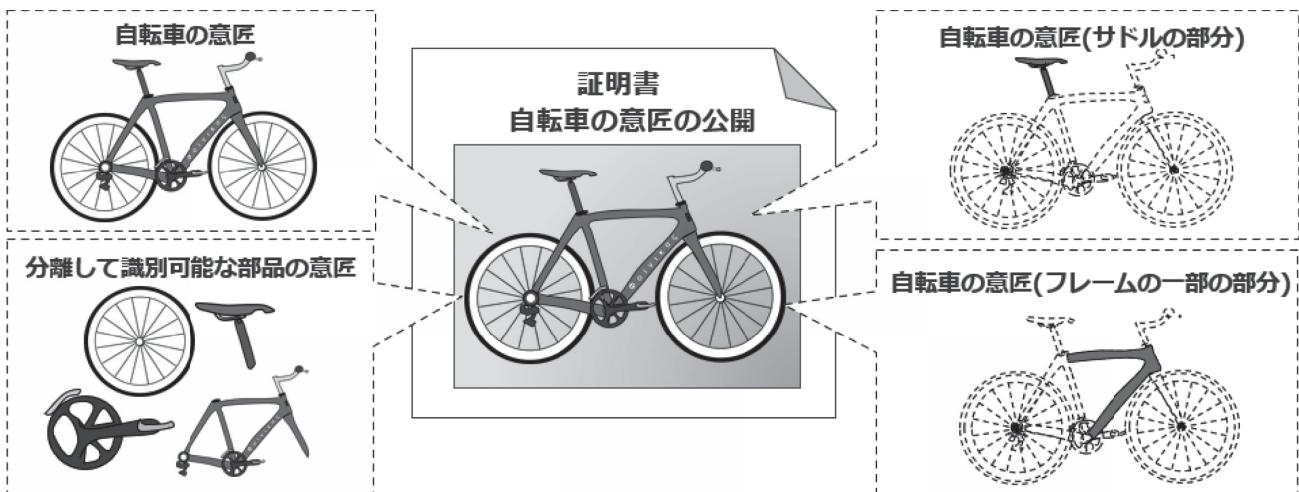
学説としては、新規性喪失の例外規定に関連して、「公開意匠に含まれる部品意匠や部分意匠についても、新規性喪失の例外の効果が及ぶ」とし、「完成品意匠／全体意匠が公知となれば、それに含まれる部品意匠／部分意匠についても、その内容が公知となっており…公知意匠として扱うべきことになる。新規性喪失の例外はそれと表裏の関係にある」との説明がある<sup>\*19</sup>。また、『基準』の自転車の事例を踏まえて、「サドルの部分やフレームの一部の部分に係る意匠が含まれる」との説明もある<sup>\*20</sup>。「部分に係る意匠」あるいは「部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるもの」（『基準』）とは、公知資料に記載され公知となった部分意匠を意味するといえよう。また、「このような取り扱いは、新規性の判断における公知意匠の認定と表裏一体をなすものである」との指摘がある<sup>\*21</sup>。

なお、部分意匠制度導入の当初から、公知意匠としての部分意匠の存在を肯定する学説は多い。そして、部分意匠の出願に対しては、引用意匠を部分意匠と認定して、両意匠の類否を判断するとしている<sup>\*22</sup>。

\*19 青木大也「意匠法における新規性喪失の例外をめぐる一考察」民商報雑誌159巻5号（2023）592頁。

\*20 横山久芳「令和5年意匠法改正による新規性喪失の例外適用手続の緩和について」『年報知的財産法2024-2025』（日本

●図4



評論社 2025) 19頁。

- \*21 横山前掲 (\*20) 19頁は、「新規性の判断では、物品等に係る意匠が公知である場合には、当該物品等に含まれ、具体的な形状等の識別が可能な部品や部分に係る意匠も一蓮托生的に公知意匠として取り扱うこととされているから(『基準』Ⅲ部2章2.1(注)参照)、権利者が物品等に係る意匠を公知にしたことにより、当該物品等に含まれる部品や部分に係る意匠が公知となる場合には、当該物品等に係る意匠が証明書に記載され、4条2項の適用を受けるならば、当該部品や部分に係る意匠も一蓮托生的に同項の適用を受けるものと解されることになる」と述べる。
- \*22 例えば、吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代社会(牧野利秋判事退官記念)』(信山社 1999) 114頁は、「部分意匠が公知である場合に、その部分意匠を含む全体意匠を出願したときは、登録の対象となり得る」と指摘する。加藤恒久『部分意匠論』(尚学社 2002) 188頁は、意匠の定義は、「公知意匠にも通用するものである」と指摘する。また、寒河江・峯・金井編著『意匠法コンメンタール<第2版>』(レクシスネクシス・ジャパン 2012)【峯唯夫】200頁は、意匠法3条の2について、「類否判断に際しては、先願意匠に後願意匠に対応する部分の意匠を抽出し、その部分の意匠と後願意匠とを対比することとなる」と指摘する。

### 3. 裁判例

裁判例では、引用意匠の認定が争点となるケースは少ないが、引用意匠を「部分」や「部分の意匠」と認定しているものがある<sup>\*23</sup>。例えば、東京地判平成25・4・19〔サンダル〕平成24(ワ)3162〔図5〕では、「登録実用新案第3062345号公報(乙1)…に開示されている意匠(乙1意匠。スリッパ全体の意匠)の本件意匠の当該部分に相当する部分(乙1でいう「足底部材」)の意匠(…「乙1サンダル台部分の意匠」という。)は…」と認定している<sup>\*24</sup>。

また、最近の裁判例として、知財高判令和5・8・10〔瓦II〕令和5(行ケ)10007〔図6〕がある。本件は無効審決取消訴訟であるが、本件登録意匠と引用意匠(本件写真及び本件パンフレットに掲載された意匠)とが類似することについては争いがない。したがって、両意匠(部分意匠)の類否判断について、裁判所は審決を引用しているが、審決の記載についていくつか重要な修正をしている点が注目され

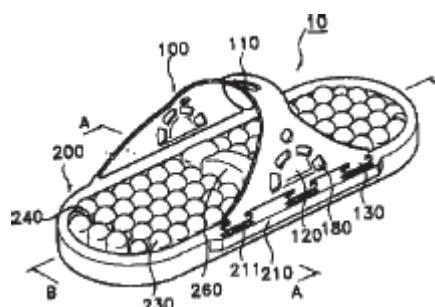
●図5  
本件意匠「サンダル」台部分



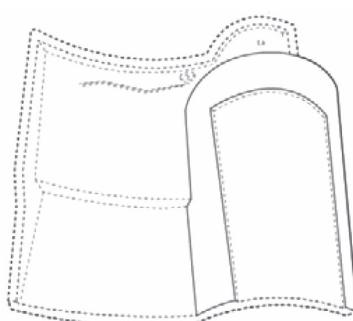
●図6  
本件登録意匠1670710



乙1意匠



引用意匠



る。その主たるものは、①本件意匠については、審決が「本件意匠において、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」と述べ、「本件意匠」と「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分（本件部分）」を区別し、本件意匠を瓦全体意匠として捉えているのに対して、判決では、「本件意匠において、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」との審決記載を「本件意匠（部分意匠）」と修正し、「本件意匠（部分意匠）」は、実線で表された部分であって、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分がすなわち本件意匠であると認定している点、そして、②上記のような本件意匠についての対比対象意匠（引用意匠）として、審決が「本件模様瓦の意匠」（すなわち瓦全体意匠）とするのに対して、判決では「本件意匠（部分意匠）」の対比対象を「引用意匠」と修正し、「本件模様瓦の構成のうち本件意匠に相当する部分の意匠（引用意匠）」であると述べ、引用意匠も部分意匠として明確に認定している点である。〔瓦II〕事件の審決は、本件〔包装用容器〕事件の審決と同様に引用意匠を瓦全体意匠と認定していたが、裁判所は、部分意匠の出願に対して、公知意匠である部分意匠（瓦の部分の意匠）を引用意匠と認定して、両意匠の類否を判断すべきことを明示したものである<sup>\*25</sup>。

\*23 知財高判平成18・7・18〔スポーツ用シャツ〕平成18（行ケ）10004、知財高判平成22・7・7〔呼吸マスク〕平成22（行ケ）10079、知財高判平成24・11・26〔人工歯〕平成24（行ケ）10105ないし10110、東京地判平成25・4・19〔サンダル〕平成24（ワ）3162。

\*24 梅澤修〔判批〕東京地判平成25・4・19〔サンダル〕特許ニュースNo.13605（平成25.11.22）参照。

\*25 詳細は、梅澤修「意匠法の問題圈 第34回」DESIGN PROTECT No.141（2024）19頁以下参照。

#### 4. 小括

上記のような、『基準』の公知意匠に関する具体的な規定、学説及び裁判例を踏まえるならば、意匠法3条1項の公知意匠として部分意匠も認定されるべきであり、出願部分意匠の引用意匠（類否判断の対象意匠）として公知の部分意匠が認定されるべきである。

本件〔包装用容器〕事件においても、審決は、出願部分意匠の引用意匠について、本件登録意匠全体ではなく、「引用意匠（引用部分）」であると認定すべきであった。引用意匠が本件登録意匠（全体）ではないことを明記したならば、本件原告の誤解は生じなかつたと思われる。

#### IV. 「意匠の一部」（意匠法3条の2）

本件〔包装用容器〕事件が述べる、「引用意匠の一部」とは、意匠法3条の2の「意匠の一部」を踏まえたものと思われる。

意匠法3条の2は、「意匠登録出願に係る意匠が、…意匠公報に掲載されたもの（先の意匠登録出願）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは」意匠登録を受けることができないと規定する。

通常「先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠」は、意匠法3条の2の規定によって登録を受けることができないと説明される<sup>\*26</sup>。この説明では、「先願意匠の一部」と「後願の意匠」が同一又は類似すると述べられているが、しかし、意匠の類否において、対比されるものは、「意匠同士」でなければ、同一又は類似するということはできない。したがって、「先願意匠の一部」とは、先願意匠の「全体の意匠」ではなく、そこに含まれる「一部の意匠」である<sup>\*27</sup>。「先願意匠と全体として同一又は類似であれば、意匠法9条1項の規定が適用されるが、…先願意匠の一部と同一・類似である」場合には、意匠法3条の2が適用される。出願意匠が、先願意匠とは類似しないが、先願意匠に含まれた「一部の意匠」と類似するからである。意匠法3条の2に規定する「一部」とは、出願意匠と同一・類似の「意匠」と理解される<sup>\*28</sup>。

また、意匠の一部とは、具体的には、「完成品を構成する部品の意匠」や「部分意匠」である<sup>\*29</sup>。『基準』は、「意匠の一部とは、先願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいう」と規定しているが<sup>\*30</sup>、これは「一

定の範囲を占める部分」であり「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」<sup>\*31</sup>を意味するといえよう。しかし、『基準』は、「意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される」<sup>\*32</sup>と回りくどい規定をしている。だが、これは、シンプルに「意匠法3条の2の規定は、先願の意匠の一部の意匠と同一又は類似の後願の部分意匠に適用される」と理解される。『基準』の平成31年改訂により「部分意匠」の記載を全て削除したため規定内容が不明確になっているように思われる。

意匠法3条の2の「先願意匠の一部」については、意匠法3条1項の「公知意匠」及び「公知意匠の一部」との関係、意匠法9条との関係を含めて検討する必要がある。また「先の意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠」の解釈及び「形状の意匠」が「意匠の一部」であるか否かについて、意匠法4条2項の解釈も含めて検討する必要がある。意匠法3条の2、意匠法3条1項及び意匠法9条の全体的関係の考察等を含めて次回以降に行いたい。

\*29 前掲（\*26）特許庁「第2章意匠制度の見直し」38頁。

\*30 『基準』Ⅲ部4章3頁。

\*31 『基準』Ⅲ部1章2頁。

\*32 『基準』Ⅲ部4章4頁「7.先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠」。